盛岡監督署からのお知らせ

2025年は
第14次労働災害防止計画の３年目です

「労働災害防止計画」とは、労働安全衛生法第６条に基づき、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です。

2023年（令和5年）度から2027年（令和９年）度までの５年間を期間とする「第14次労働災害防止計画(以下「14次防」という。)」が実施されており、今年度は３年目となります。

14次防では、事業場が取り組むべき安全衛生対策とその実施率の目標値となる「アウトプット指標」、その指標を達成した結果として期待される成果を「アウトカム指標」として定め、これらに取り組むことにより、全体として労働災害を減少させる狙いがあります。

労働災害防止活動について、国・事業者・労働者等が一体となって取り組み、労働災害を少しでも減らし、誰もが安全で健康に働くことができる職場環境の実現を目指します。

盛岡労働基準監督署では、目標を達成するために各種労働災害防止活動を展開しており、前年度までの実績は以下のとおりとなっております。事業者の皆様におかれましては、引き続き、裏面の計画の概要をご確認の上、各重点事項への取り組みをお願いします。

全産業労働災害減少目標（盛岡署）

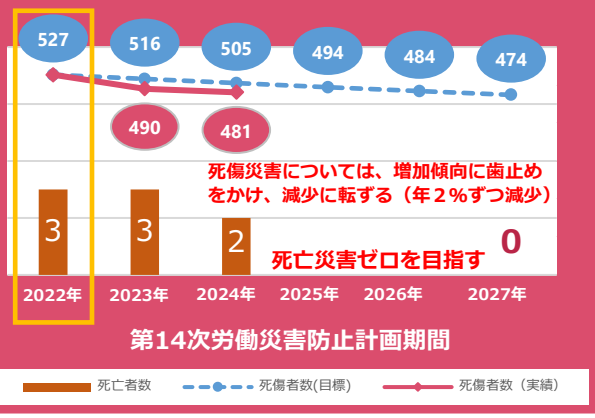

全業種共通

転倒災害の防止

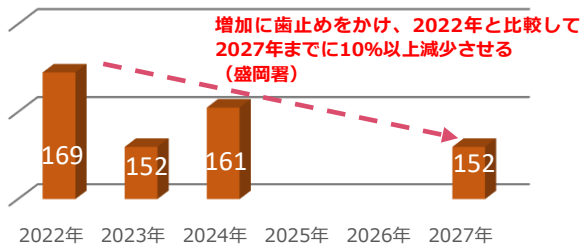

重点業種

林業（死亡者）

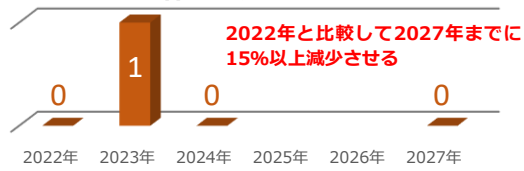

重点業種

製造業（はさまれ巻き込まれ）

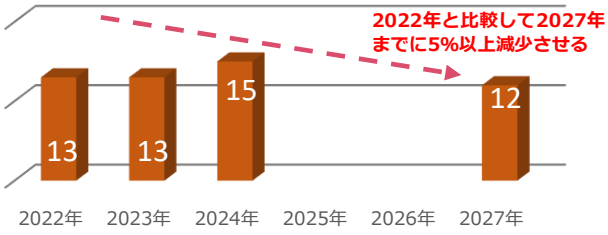

重点業種

建設業（死亡者）

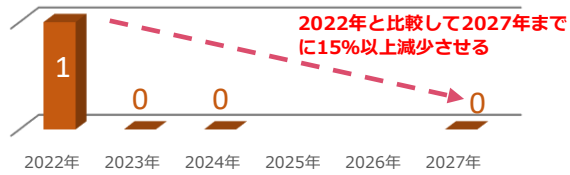

重点業種

陸上貨物運送事業（死傷者）

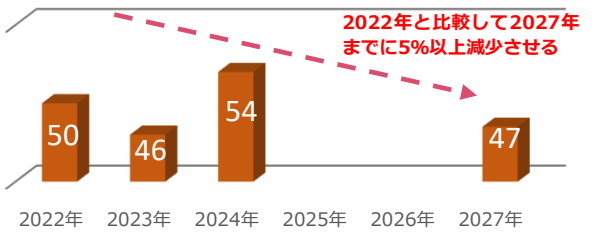

化学物質の性状に関連の強い死傷災害の件数

13次防期間と比較して５年間で5%以上減少させる

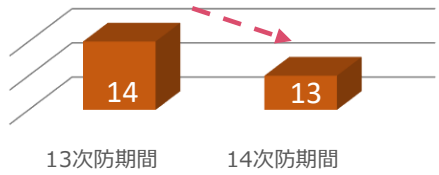

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

岩手労働局・盛岡労働基準監督署

Ｒ７.４作成

第14次労働災害防止計画の概要

アウトプット指標	アウトカム指標
労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
・**転倒災害対策**に取り組む事業場の割合を**50%以上**とする ・**卸売・小売業、医療・福祉業**の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を**80%以上**とする ・ノーリフトケアを導入している介護事業場の割合を増加させる	・**転倒**の死傷年千人率の増加に歯止めをかける ・**転倒**による平均休業見込日数を40日以下とする ・**社会福祉施設**における腰痛の死傷年千人率を減少させる
高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	
・「**エイジフレンドリーガイドライン**」に基づく取組を実施する事業場の割合を**50%以上**とする	・60歳代以上の死傷年千人率の増加に歯止めをかける
多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	
・**外国人労働者**に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を**50%以上**とする	・外国人労働者の死傷年千人率を全体平均以下とする
業種別の労働災害防止対策の推進	
・「**陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン**」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場(荷主を含む。)の割合を**45%以上**とする ・**墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメント**に取り組む建設業の事業場の割合を**85%以上**とする ・**機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策**に取り組む製造業の事業場の割合を**60% 以上**とする ・「**チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン**」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を**50%以上**とする	・**陸上貨物運送事業**の死傷者数を2022年と比較して2027年までに**５%以上減少**させる ・**建設業**における死亡者数を15%以上減少させる ・**製造業**における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに５%以上減少させる ・**林業**の死亡者数を2027年までに2022年と比較して15%以上減少させる
労働者の健康確保対策の推進	
・企業における**年次有給休暇の取得率**を**70%以上**とする ・**勤務間インターバル制度**を導入している企業の割合を**15%以上**とする ・**メンタルヘルス対策**に取り組む事業場の割合を**80%以上**とする ・労働者数50人未満の小規模事業場における**ストレスチェック**実施の割合を**50%以上**とする ・必要な**産業保健サービス**を提供している事業場の割合を**80%以上**とする	・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を**５%以下**とする ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を**50%未満**とする
化学物質等による健康障害防止対策の推進	
・労働安全衛生法に基づくラベル表示・ＳＤＳの交付の義務対象以外の、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・ＳＤＳの交付を行っている事業場の割合を**80%以上**とする ・労働安全衛生法に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象以外の、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を**80%以上**とする ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を**増加**させる	・**化学物質の性状に関連の強い死傷災害**（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次防の期間と比較して、5年間で**５%以上減少**させる ・増加が危惧される**熱中症**による死傷者数の増加率を第13次防の期間と比較して**減少**させる

第14次労働災害防止計画の詳細はこちら！

厚生労働省　労働災害防止計画

検索

盛岡監督署からの各種お知らせ等はこちら！

盛岡監督署からのお知らせ

検索